

総社市告示第17号

総社市空き家等利活用移住・定住地域交付金交付要綱を次のとおり定める。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市空き家等利活用移住・定住地域交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移住等希望者を円滑に受け入れるための活動を行い、移住等希望者が移住定住した場合における自治組織等に対し、予算の範囲内において、総社市空き家等利活用移住・定住地域交付金(以下「交付金」という。)を交付することにより、空き家及び空き家跡地の利活用による移住定住の促進を図り、もって地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に所在する家屋であって、現に居住し、若しくは使用していない又は居住し、若しくは使用しなくなる予定であるものをいう。
- (2) 自治組織等 市内の地域づくり協議会、自治会、区、町内会及び集落等の組織をいう。
- (3) 移住等希望者 市内の空き家又は空き家跡地を利活用し、同所在地を住所地として住民登録することを希望する者をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象となるものは、地域の空き家に関する情報の収集及び整理を行うとともに、移住等希望者の求めに応じ、地域情報の提供や案内等の支援を行うなど、移住等希望者を円滑に受け入れるための活動を行う自治組織等とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、移住等希望者が総社市定住空き家百選登録制度実施要綱(平成29年総社市告示第35号)第1条に規定する総社市定住空き家百選登録制度又は総社市空き家付宅地再生バンク実施要綱(令和6年総社市告示第16号)第1条に規定する総社市空き家付宅地再生バンクを利用し、宅地建物取引業者の仲介により、自治組織等の区域内に移住定住した場合における当該自治組織等に対し、移住定住1件につき10万円とする。

(交付金の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする自治組織等(以下「申請者」という。)は、移住等希望者が空き家又は空き家の除去後に新築した家屋に入居後1年以内に、総社市空き家等利活用移住・定住地域交付金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動の内容が分かるもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、総社市空き家等利活用移住・定住地域交付金交付決定(却下)通知書により、申請者に通知するものとする。

(交付金の請求)

第7条 前条の交付決定通知を受けた申請者は、総社市空き家等利活用移住・定住地域交付金請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第8条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により交付金の交付の決定を受けたときは、交付金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る全部又は一部について既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。